

東京支部学生奨励賞・ジュニア奨励賞選奨規程

(2024年10月24日 東京支部制定)

第1章 総則

1. 本会定款第4条へ号に基づき、東京支部学生会研究発表会（以下、研究発表会という）において講演発表した者のうち、優秀な発表者を本規程により表彰する。
2. 選奨の種類は次の通りとする。（以下、まとめて奨励賞という）
 - (1) 東京支部学生奨励賞
 - (2) 東京支部ジュニア奨励賞
3. 奨励賞を選定するため、東京支部学生会に研究発表会奨励賞委員会（以下、奨励賞委員会という）を設置する。
4. 奨励賞委員会は、委員長1名、幹事1名、委員若干名で構成する。委員長は学生会担当の支部委員（先任）が就き、幹事は学生会担当の支部委員（後任）が就き、委員は以下より委員長が推薦し、東京支部運営委員会の承認を得て選出される。
 - (1) 東京支部学生会顧問（うち支部運営委員を兼ねるものは(2)に該当する）
 - (2) 東京支部運営委員
 - (3) その他、東京支部長が必要と認めた者
5. 選定方法および表彰は次の通りとする。
 - (1) 研究発表会の各セッションにおける座長および審査員を、奨励賞委員会委員が務める。
 - (2) 奨励賞委員会委員は、研究発表会当日の発表内容および発表態度も含めた採点を行う。
 - (3) 奨励賞委員会を研究発表会当日に開催し、上記の採点結果を踏まえ受賞者を決定する。
 - (4) 表彰は研究発表会終了後に、東京支部長が行う。ただし、研究発表会がオンライン開催の場合は、後日、賞状および副賞を郵送する。
 - (5) 委員長は東京支部運営委員会において受賞者を報告する。
6. この規程は東京支部運営委員会の決議を経て変更することができる。

第2章 東京支部学生奨励賞

1. 授賞対象は、研究発表会において講演発表した発表者とする。なお、以下に該当する者は授賞対象としない。
 - (1) 後期博士課程の者
 - (2) 発表者が代講の場合
 - (3) 過去に受賞した者
 - (4) 2名以上で発表した者
 - (5) ジュニア会員
2. 賞状および副賞を授与する。副賞は1名につき10,000円とし、講演件数の10%以下を表彰する。
3. 英語表記は「IEICE Tokyo Section Student Award」とする。

第3章 東京支部ジュニア奨励賞

1. 授賞対象は、研究発表会において講演発表した小学生から大学生（学部3年以下）までに相当する発表者とする。なお、以下に該当する者は授賞対象としない。

- (1) 発表者が代講の場合
 - (2) 過去に受賞した者
 - (3) 2名以上で発表した者
 - (4) 学生員
2. 賞状および副賞を授与する。副賞は1名につき5,000円とし、講演件数の10%以下を表彰する。ただし、10%以下が1名に満たない場合は最大1名を表彰する。
 3. 英語表記は「IEICE Tokyo Section Junior Award」とする。

(附則)

本規程は、2024年度の研究発表会（2025年3月1日開催）から適用する。